
公 営 企 業 局 管 理 規 程

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年7月1日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

高知県公営企業局管理規程第7号

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「押印の上」を削る。

別記第1号様式備考及び別記第1号様式の2備考2中「押印するものとし」を「署名又は押印をするものとし」に、「押印を」を「署名又は押印を」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第3号様式備考を次のように改める。

- 備考 1 この様式は、請負契約に係る検査調書の様式とする。
- 2 検査職員が署名したときは、押印を省略することができる。

別記第4号様式中「検査しました」を「検査しましたので、提出します」に改め、同様式備考2を同様式備考3とし、同様式備考1の次に次のように加える。

- 2 検査職員が署名したときは、押印を省略することができる。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。